

(訂正) 吸収分割契約に関する事前備置書類 (簡易吸収分割) の訂正について

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西 正樹

当社は2024年8月27日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、株式会社Kultureを吸収分割承継会社とする吸収分割 (以下「本吸収分割」といいます。) を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、当社は、法令の定めに従い、2024年8月28日付で事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、2024年8月27日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「吸収分割契約に関する事前備置書類 (簡易吸収分割)」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、次頁以下に当該書面の全部を掲載いたします (訂正箇所は下線で表示しております。)

【訂正箇所】

吸収分割契約書

訂正前	訂正後
<u>(追加)</u>	<u>第1条 (商号及び住所)</u> 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。 (1) 甲：吸収分割会社 <u>(商号) 株式会社アミューズ</u> <u>(住所) 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地</u> (2) 乙：吸収分割承継会社 <u>(商号) 株式会社Kulture</u> <u>(住所) 東京都渋谷区桜丘町20番1号</u>
第1条 (吸収分割)	第2条 (吸収分割)
第2条 (吸収分割対価の交付)	第3条 (吸収分割対価の交付)
第3条 (増加すべき資本金及び準備金)	第4条 (増加すべき資本金及び準備金)
第4条 (分割により承継する権利義務)	第5条 (分割により承継する権利義務)
第5条 (株主総会)	第6条 (株主総会)
第6条 (吸収分割の効力発生日)	第7条 (吸収分割の効力発生日)
第7条 (会社財産の善管注意義務)	第8条 (会社財産の善管注意義務)
第8条 (従業員の処遇)	第9条 (従業員の処遇)
第9条 (吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除)	第10条 (吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除)
第10条 (競業禁止義務の免除)	第11条 (競業禁止義務の免除)
第11条 (本契約の効力)	第12条 (本契約の効力)
第12条 (本契約に定めない事項)	第13条 (本契約に定めない事項)

吸収分割契約に関する事前備置書類
(簡易吸収分割)

令和6年8月27日

株式会社アミューズ

株式会社K u l t u r e

吸収分割に関する事前開示書面

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西 正樹

当社は、当社を吸収分割会社とし、株式会社Kultureを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収分割契約などの内容その他法令に定める事項を記載した本書面を、当社本店に備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社である株式会社Kultureは、吸収分割会社である当社に対して対価となる金銭等を交付いたしません。当社は、株式会社Kultureの完全親会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（株式会社Kulture）に関する事項

(1)最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事象はありません。

4. 吸収分割会社（当社）に関する事項（最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象）

該当する事象はありません。

5. 効力発生日後における債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社である株式会社アミューズ及び吸収分割承継会社である株式会社Kultureのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込み没有问题なものと判断しております。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社アミューズ（以下「甲」という。）及び甲100%出資の株式会社Kulture（以下「乙」という。）は、本「吸収分割契約書」（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）株式会社アミューズ
（住所）山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）株式会社Kulture
（住所）東京都渋谷区桜丘町20番1号

第2条（吸収分割）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲のデジタルビジネス事業及びEコマース事業（以下、総称して「本件事業」という。）に関して有する権利義務のうち第5条に定めるものを乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第3条（吸収分割対価の交付）

乙は、甲に対し、本件分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（分割により承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、法令により本件分割による承継ができないもの又は本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

第7条（吸収分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は2024年10月1日（以下「吸収分割期日」という。）とする。ただし、本件分割の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、吸収分割期日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

本件事業に主として従事する甲の従業員については、吸収分割期日において全員乙が引き継ぎ、以降乙の従業員として雇用する。甲における勤続年数は乙において通算する。

第10条（吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除）

本契約締結の日から吸収分割期日までの間において、天変地異その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙が協議の上吸収分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（競業禁止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生後も、乙に対し、競業禁止義務を一切負わない。

第12条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、吸収分割に関し必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年8月27日

甲 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地
株式会社アミューズ
代表取締役 中西正樹



乙 東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社Kulture
代表取締役 白石耕介



承継権利義務明細表

効力発生日において株式会社アミューズ（以下「当社」という。）が分割承継会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、当該当社の権利義務のうち、本件吸収分割により吸収分割会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外する。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産のうち、本対象事業の継続に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

② 投資その他の資産

本件事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の継続に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

2. 債務

(1) 流動負債

本件事業に属する流動負債のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債のうち、本件事業の継続に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものを除く。

3. 契約

(1) 本件事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号にかかわらず、本件事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 労働契約

効力発生日の前日の終了時において本件事業に主として従事する当社の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務を、原則として分割承継会社に承継する。ただし、当該本件対象事業に主として従事する会社の従業員であって、効力発生日において分割承継会社の取締役等に就任する者の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は分割承継会社に承継しない。

5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から分割承継会社へ承継する。ただし、本件事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。



貸借対照表

令和6年3月31日 現在

株式会社Kulture

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	224,340,520	【流動負債】	60,488,896
現金及び預金	194,229,035	買掛金	6,534,044
売掛金	14,344,663	未払金	588,136
商品	2,672,951	未払法人税等	145,000
仕掛品	2,663,085	預り金	144,600
前払費用	297,000	預り金 住民税	49,000
立替金	2,760,000	預り金 報酬	78,616
預け金	361,910	前受金	52,949,500
預け暗号資産	2,828,010	負債の部合計	60,488,896
未収還付法人税等	2,671,487	純資産の部	
未収還付消費税等	1,512,379	【株主資本】	207,863,427
【固定資産】	44,011,803	資本金	100,000,000
【無形固定資産】	42,623,827	資本剰余金	100,000,000
ソフト開発費	10,668,947	資本準備金	100,000,000
ソフト開発費仕掛	31,954,880	利益剰余金	7,863,427
【投資その他の資産】	1,387,976	その他利益剰余金	7,863,427
繰延税金資産	1,387,976	繰越利益剰余金	7,863,427
		純資産の部合計	207,863,427
資産の部合計	268,352,323	負債及び純資産合計	268,352,323

損 益 計 算 書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

株式会社Kulture

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	55,212,959	
売 上 高 合 計		55,212,959
【売上原価】		
商 品 仕 入 高	5,472,558	
合 計	5,472,558	
商 品 売 上 原 価		5,472,558
当 期 製 品 製 造 原 価	34,281,609	
合 計	34,281,609	
製 品 売 上 原 価		34,281,609
売 上 原 価		39,754,167
売 上 総 利 益 金 額		15,458,792
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		19,232,205
営 業 損 失 金 額		3,773,413
【営業外収益】		
受 取 利 息 配 当 金	1,877	
雑 収 入	4,321	
暗 号 資 産 評 価 益	612,205	
暗 号 資 産 売 却 益	235,792	
営 業 外 収 益 合 計		854,195
経 常 損 失 金 額		2,919,218
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額		2,919,218
法 人 税 等		290,000
法 人 税 等 調 整 額		-979,261
当 期 純 損 失 金 額		2,229,957